

質問③ 貴団体に所属している障害者の就業状況はどうか。

回答

針、あん摩及びマッサージ等の自営業の人が多い。なぜなら、視覚障害をもつていると、一般企業における事務処理が困難であり、また、それ以前に通勤が困難となってしまうから自営で生業を立てるほかなくなるためである。通勤にはガイドヘルパーに當時お願いできるわけでもないので余計に困難であるといえる。したがって、自営業とならざるを得ないのが実際である。会員もほとんどが自営業の人である。一言に自営業といつても、自営業としてうまくいっている人はうまくいっているが、うまくいっていない人は本当にうまくいっていないという極端な差がある。本来ならば安定した雇用が望まれるが、実態は厳しい。

移動に関して、家族等のサポートがあれば対応の仕方は考えられるが、一般的には何ら対応がされない。サポートが得られない場合には一般企業からの対応もしくは社会的な対応がほとんどないのが現状である。したがって、就業に限らず何らかの社会参加の方法が困難であるといえる。盲導犬の利用ということもいわれるが、盲導犬は道案内をしてくれるわけではないので、移動方法や手段がないときは断念せざるを得ない。移動に関する保障がないと通勤だけでなく社会参加さえもできないということを理解すべきである。視覚障害の子をもつ家族の観点から言えば、可能な限り親が送り迎えすることが必要ではないかと考える。

質問④ 貴団体に所属している障害者の生活実態はどうか。

回答

団体に所属して自立している人をみると、今回の調査にあわせていえば、「普通」に該当する人が多いと思われる。何をもって普通とするかは判断しかねるが、さしあたりすぐに生活保護を受けなければならないという状況ではないと思う。ただし、自営業が多いということは自分が病気になればすぐに収入がストップしてしまうので、その場合は生活保護も考えることになると思う。

質問⑤ 貴団体に所属している年金を受給していない障害者をどのくらい把握しているか。

回答

団体として年金を受給していない人がどのくらいいるのか全く資料がないので把握できない。広報については、点字もテープもなかった。当時の障害をもつ人たちには「全く知らなかった」という人が多かった。年金を受給していない人の中には、各自治体窓口で問い合わせをしてみたものの、「加入していない障害者の場合は年金ができます」とか本人が受給できないと思い込んでいた場合等、十分な説明がなかったためにそのままなんら対応がとられずに現在に至っているという場合があるのではないか。これらることは相当な不満があるし、広報の仕方の不備がもっと指摘されるべきである。もしさうであれば、だれしもが受障したくてなったわけではないのだから、今日に至るまでどのようにすれば年金が受給できるのか、その反対に受給できない場合はどのような条件があるためかということを障害者にきちんと周知させる方法に何らかの問題があつたかもしれないのではないか。そして、広報とともに障害者は手続や申請に何らかの支援を必要とする場合が多いので、制度を改正するだけでなく手続や申請の仕方についてもあわせて配慮されるべきであると考える。現在は、学生時期に障害を受けたが年金に未加入であったケースが徐々に表出しているといえる。

(参考)

日本盲人会連合「愛盲時報」平成15年6月10日、第197号

社団法人 全国脊髄損傷者連合会

① 基本情報

所在地	東京都江戸川区南葛西
創立	1959年10月
組織・会員数	45団体、全国都道府県に1団体（愛媛県、島根県除く） 5,000人
事業目的	脊髄損傷者に対する様々なサポートを行い社会復帰と自立更生の場を確立し、また、医療・福祉制度の改善と充実をはかり、もって脊髄損傷者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
事業内容	ピア・サポートなどの相談支援、医療・福祉関連情報の提供、脊髄損傷者に関する調査研究、また、スポーツ大会・福祉教室などを通じた地域交流等

② 意見・要望等

全国脊髄損傷者連合会が無年金問題に着目し運動として取り組むことを決めたのは1975年6月10日に開催された第2回全国支部長会議であった。その後、今日まで無年金問題のアンケートを3回、厚生省（現厚生労働省）との交渉を24回以上、社会労働委員会（現厚生労働委員会）の議員への請願を14回以上、その他無年金問題解決に向けた活動を10回以上行ってきた。このように、何度も厚生省等に対する障害者団体の障害者の無年金問題解決についての要求活動を行っても埒が明かないという結果であった。

つまり厚生労働省は法律に従って行政を執行しているだけであり、特に巨大な予算が伴うような問題には取り組むことすらできないということがわかった。

（連合会として）再三にわたり請願活動や陳情活動などの運動を行っているにもかかわらず、また、平成6年の年金改正時に付帯決議を付けておきながら、その後何の対応も行っていいない事実がある。

これでは、年金を受給していない障害者は最後の手段として裁判に訴えていくしかない。

重度の障害をもちながら厳しい生活環境なかで裁判に訴えるまでに追い込まれている原告に対し、国は理解を示し早急に何らかの対策を立てる必要がある。

この裁判では少なくとも解決へと導く判決が切に期待されることである。

年金を受給していない障害者は、何ら特別なことを求めているのではなく、ただ地域で障害のない人たちとともにそれぞれの地域で普通に暮らすことを求めているだけなのだ。

この問題に28年間も費やしてもなお解決し得なかった私たちのこれまでの運動や取組に対する総括を行い、連合会は再度解決に向けて全力を挙げていく必要がある。

（注）妻屋明「無年金問題への取組の歴史（その2）」全国脊髄損傷者連合会「脊損ニュース」2003年6月号、6-7pより一部抜粋引用、一部加筆修正

これに加えて、年金制度改革の広報と情報の周知が必要であると考えている。もっといえば、障害者のところに情報が確実に届く仕組みづくりが必要なのではないか。制度のはざまにいる人や受給要件の規定に数ヶ月不足したために受給できない人など、制度をつくる際ないしは改正する際に想定していなかった例が散見されており、顕著なものとして無年金問題となっている。そもそも年金に加入していないければ障害年金が受給できないということを本人が知らなかつた、受傷してから初めて知らされたということもよく見受けられる。運動の成果によって障害者に関する諸制度の整備が図られつつあり、年金制度についていえば現在は20歳になれば年金手帳と納付書が送られてくるようになった。しかししながら、無年金問題については一向に進展していない。いわゆる学生無年金でいえば以前は学生は任意加入だったのだから大変苦慮しているし、同様にサラリーマンの妻も以前は任意加入だったので制度改革前に受傷した人などは現在は無年金として取り残されている。今後はこれらの身体障害者の無年金問題だけではなく知的障害者や精神障害者の無年金問題にも取り組む必要があると考えている。

また、沖縄県における無年金問題は実態調査をするとかなり結果(数値)が異なっているはずである。ぜひとも沖縄県におけるこの問題にも取り組んでいただきたい。以上のことと含めて、無年金問題を一般国民にも周知していただきたい。

近年の国の政策では「自立しなければならない」とか「地域で普通に生活する」とかの美しい言葉をよく使うが、無年金問題にきちんと取り組まなければ、それらの言葉と年金を受給していない障害者の実態と大きな格差や齟齬が現れてしまうと思う。実際の障害者ははじめに地域で自立しようと生活しているのだから、美しい言葉だけでなく無年金等の課題にきちんと対応してもらうことを切に思っている。

③ 本調査結果に関する質問と回答

質問① 貴団体に所属している障害者の抱えている不安や悩みはどのようなものか。	
回答	<p>最も大きな不安は雇用についてである。現在雇用されて職に就いているとしても、いつ解雇されるのか、いつ仕事がなくなるかという不安が常にある。今は比較的元気にやっていけていても、障害が重いために長期にわたって働くことが非常に難しい。その背景に少なくとも障害年金があればまだよいが、年金を受給していなければ仕事がなくなってしまったらその先どのように生活していくらよいのかわからなくなるだろう。障害者にとって無年金であることは決定的な不安要因となっている。障害者であるから生活保護を受けるという理由はどこにもない。これまで28年間にわたって運動を続けてきて一定の運動成果はみられたものの、無年金問題は後回しになってきた。</p> <p>また、脊髄損傷の発生が多い年代は、20歳代と中途障害の場合の55歳代が最も多くなっている。したがって、20歳代の人たちはいわゆる学生無年金問題としてとりこのされている場合が多い。</p>
質問② 貴団体に所属している障害者の経済状況はどのようなものか。 貴団体に所属している障害者は世帯生計中心者となっているか。	
回答	平成5年に、団体として、年金を受給していない障害者114人（非会員含む）に対して「無年金障害者アンケート調査」を実施した。経済状態を聞くことは自分が無年金であることへの特別な意識やプライバシーの問題があり調査を取りまとめるることは非常に困難であったが、その結果によれば、生活保護は24.7%、被扶養援助（生計中心者でない）割合が36.6%となった。したがって、年金を受給していない障害者の自立生活は、非常に困難であるといえる。
質問③ 貴団体に所属している障害者の就業状況はどうか。	
回答	<p>現在のところ大半が一応は常用雇用の形態となっている。しかしながら、その実態はとても不安定な雇用状態であり、また流動的である。就業年数もおそらくそれほど長期ではないと思われる。したがって、本調査についていっても常用雇用の意味もいわゆる一般的な常用雇用（例えば民間企業のサラリーマン等）と同じように考えると間違いを起こす。その実態は極めて不安定就労層に近い。調査時点で常用雇用であるということを意味しているに過ぎない。いわゆる一般企業のサラリーマンのいうところの常用雇用とは意味が全く異なっていることに注目すべきである。</p> <p>また、何をもって「自営業」とするかが問題である。障害者の中には、就業ができないから「自営業」と自称する場合がしばしばみられる。肢体不自由者の「自営業」とは本人がそういうているだけであり、内職業に近いものも多いのが実際のところであると思われる。</p>

質問④ 貴団体に所属している障害者の生活実態はどうか。

回答

生活実態については障害者本人のプライバシーに配慮する必要があると考えるため、実態把握は困難である。ただし、実際には年金を受給しているか否かによって可処分所得の額に大きな差が生じていることは障害者どうしてみれば明らかであり、年金を受給していない障害者の生活実態は苦しいといわざるを得ないと思われる。ましてや手当をも受けていなければ、さらに苦しい生活状況であることは予想できることである。

なお、注意してもらいたいのは、手当だけをもらっている人、年金だけをもらっている人、そして年金をもらっていない人とのそれぞれの意識の差や年金や手当をもらっている人に対する複雑な心理状況である。障害者の認識では、年金を受給することと手当を受けることの意味は異なっていることも注意が必要である。仮にいくつかの自治体で行われているように特定の人たちに対して、高い手当が支給されているとしたら不公平感が生じるであろう。

質問⑤ 貴団体に所属している年金を受給していない障害者をどのくらい把握しているか。

回答

平成5年に団体として実施した「無年金障害者アンケート調査」時では約100人の年金未受給者が把握できた。そのうち、障害者手帳の等級別でみると1級が75.3%、2級が19.4%となっており、大半の人が重度の身体障害者であることがわかつている。

(参考)

全国脊髄損傷者連合会「無年金障害者アンケート調査報告書」、1993年

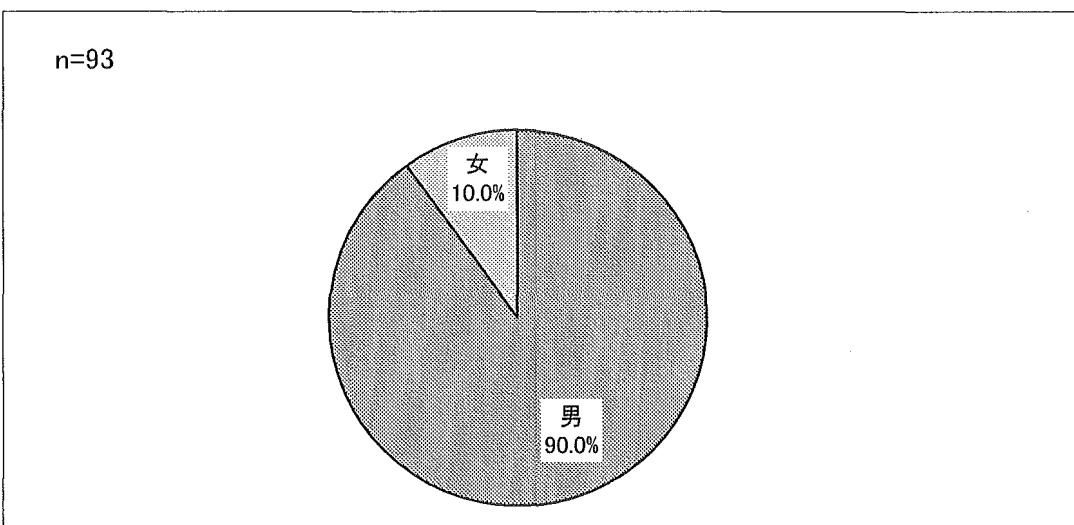
妻屋明「無年金問題への取組の歴史(その1)」全国脊髄損傷者連合会「脊損ニュース」2003年5月号、4-7p

妻屋明「無年金問題への取組の歴史(その2)」全国脊髄損傷者連合会「脊損ニュース」2003年6月号、4-7p

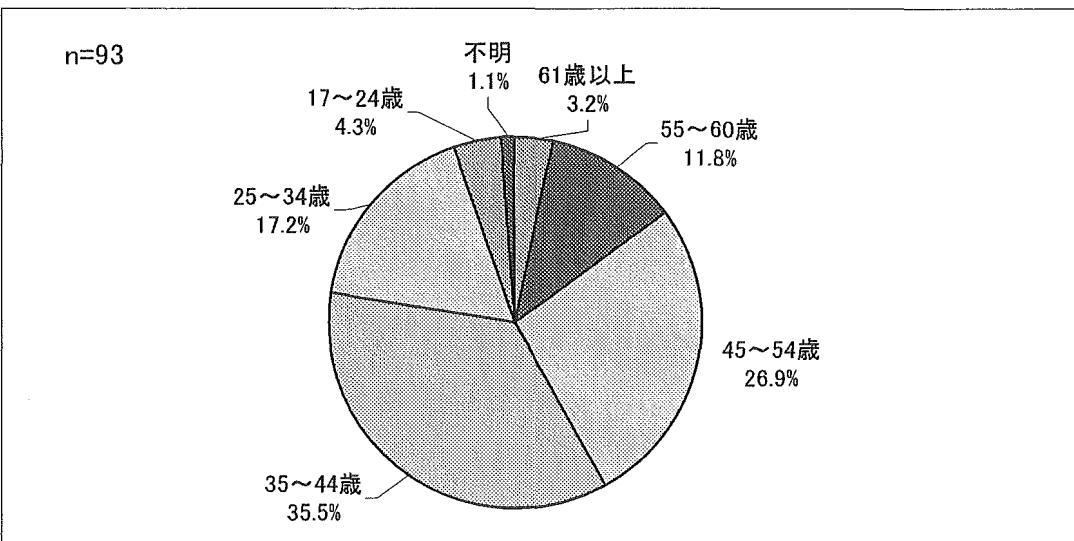
別添資料(全国脊髄損傷者連合会)①

参考資料 社団法人全国脊髄損傷者連合会「無年金障害者アンケート調査報告書」、1993年
をもとに一部抜粋して作表

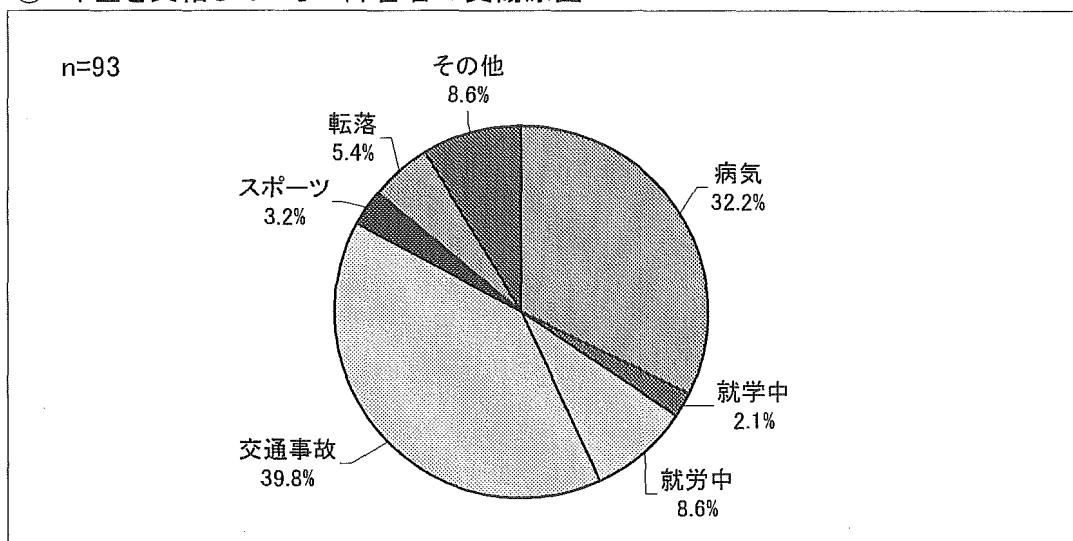
① 有効回答者の構成



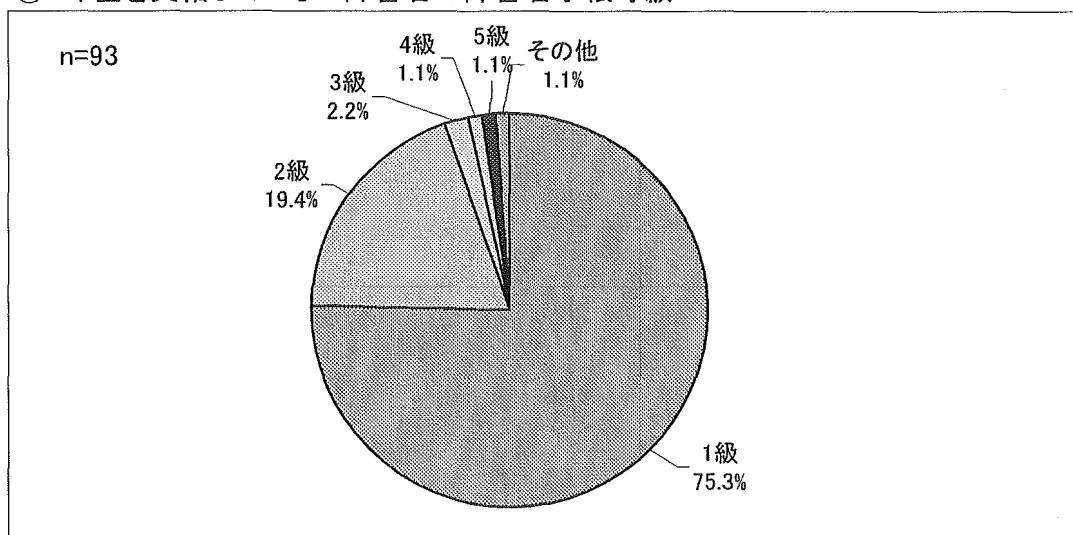
② 回答者の年齢階層別割合



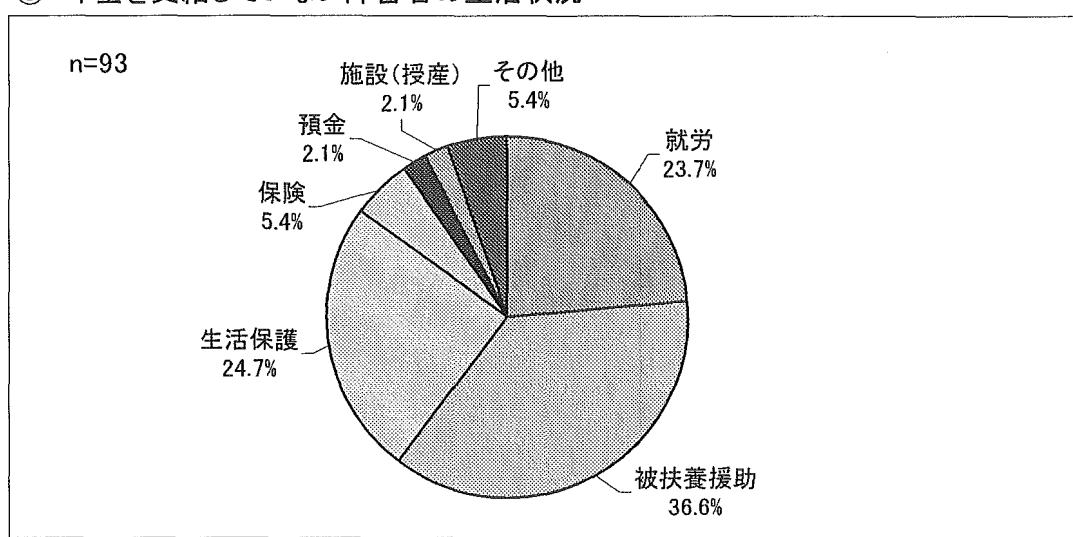
③ 年金を受給していない障害者の受傷原因



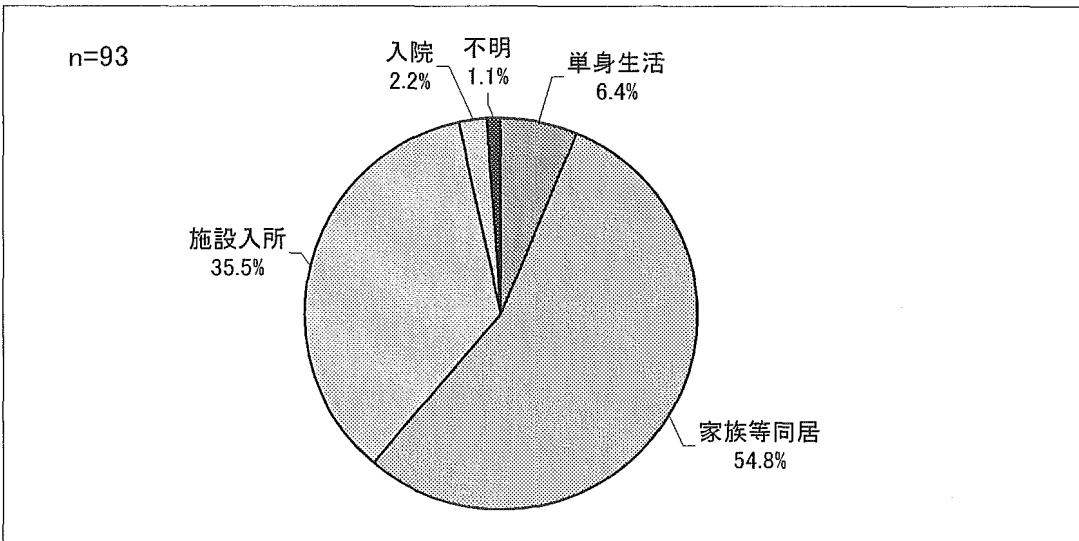
④ 年金を受給していない障害者の障害者手帳等級



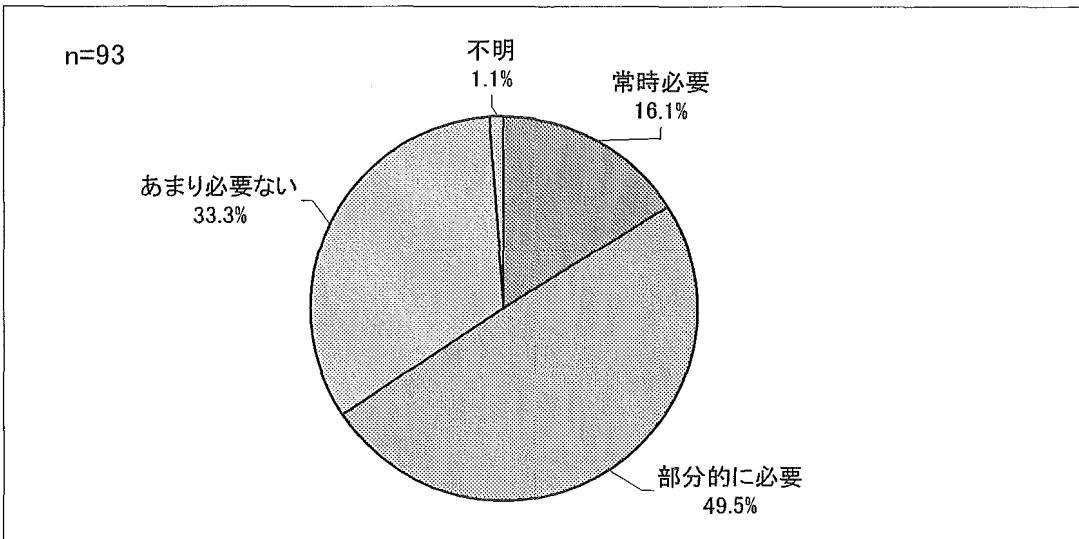
⑤ 年金を受給していない障害者の生活状況



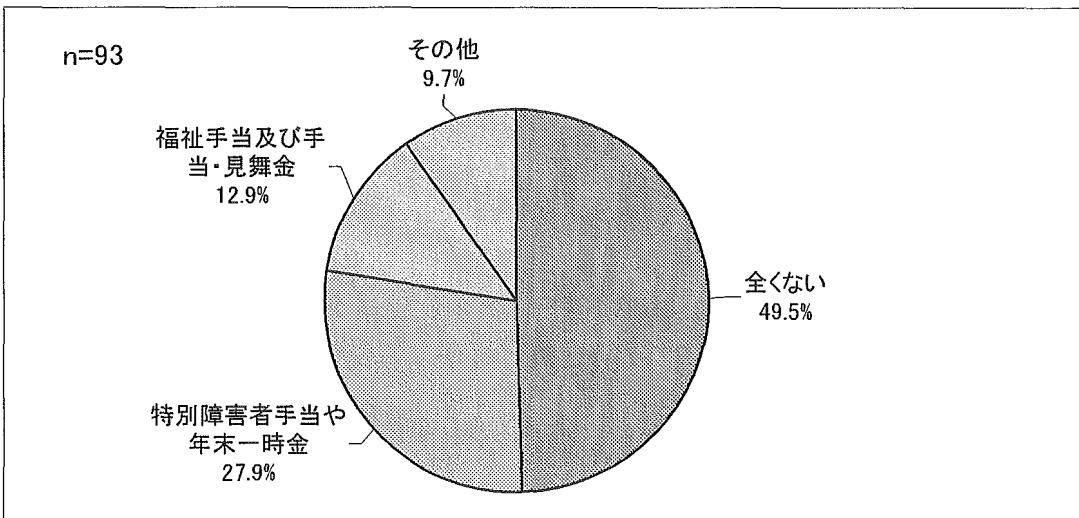
⑥ 年金を受給していない障害者の住居形態



⑦ 年金を受給していない障害者の介助の程度



⑧ 年金を受給していない障害者への行政からの手当

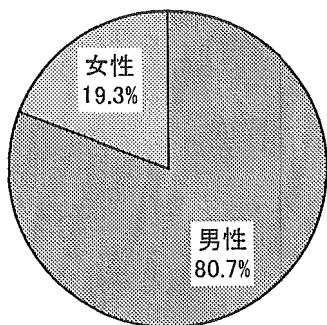


別添資料(全国脊髄損傷者連合会)②

参考資料 沖縄脊髄損傷者連合会「沖縄県における脊髄損傷者の生活状況に関する実態調査報告書」Vol.2、1999年 をもとに一部抜粋して作表

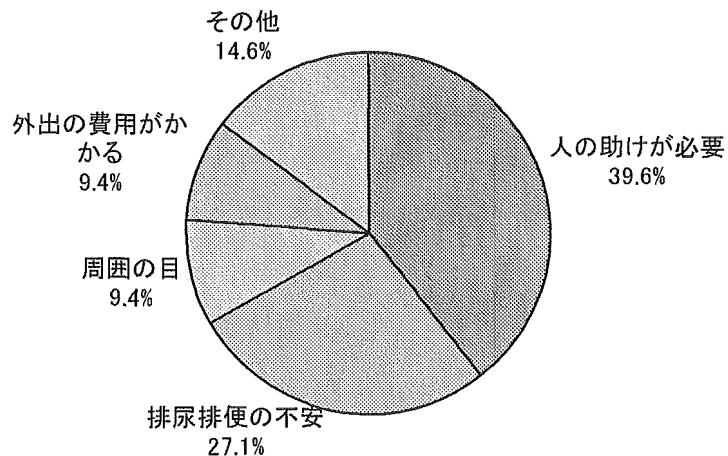
① 有効回答者の構成

n=114

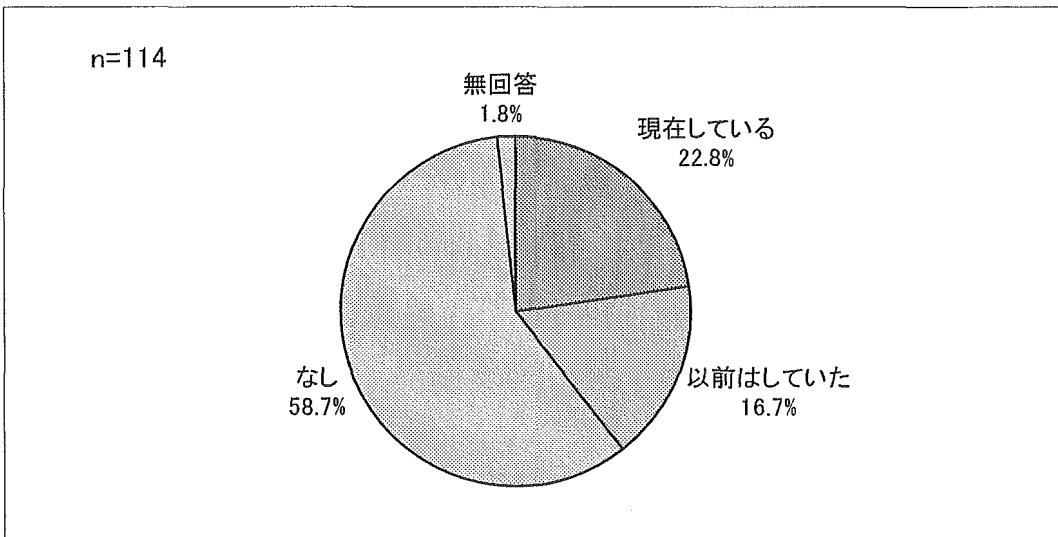


② 外出についての悩みの内訳

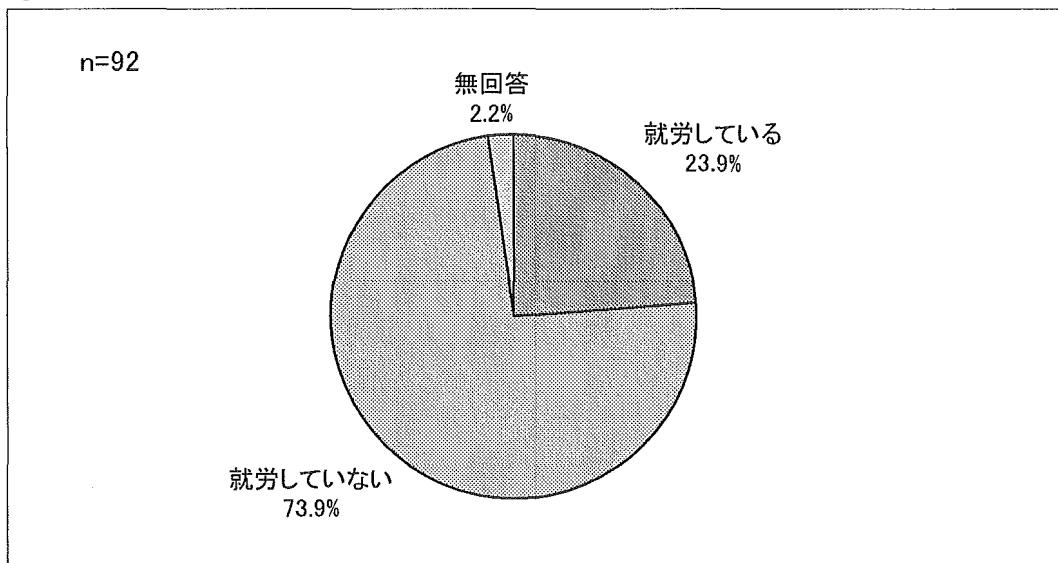
n=96



③ 就労状況

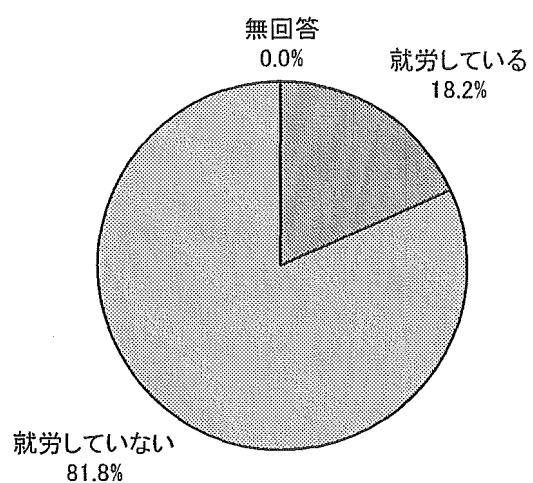


③-1 就労状況 一男性一



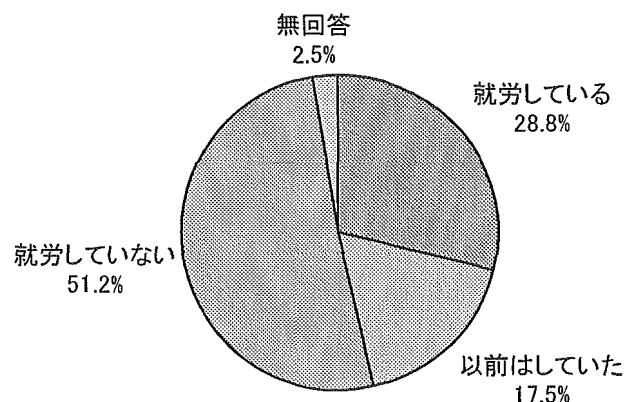
③・2 就労状況 ー女性ー

n=22

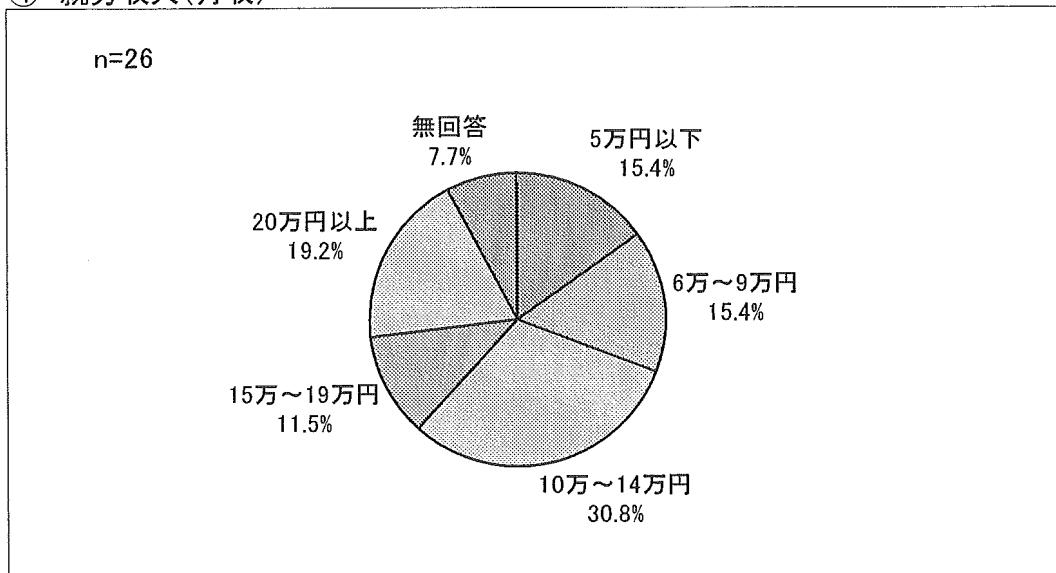


③・3 就労状況 ー在宅生活者ー

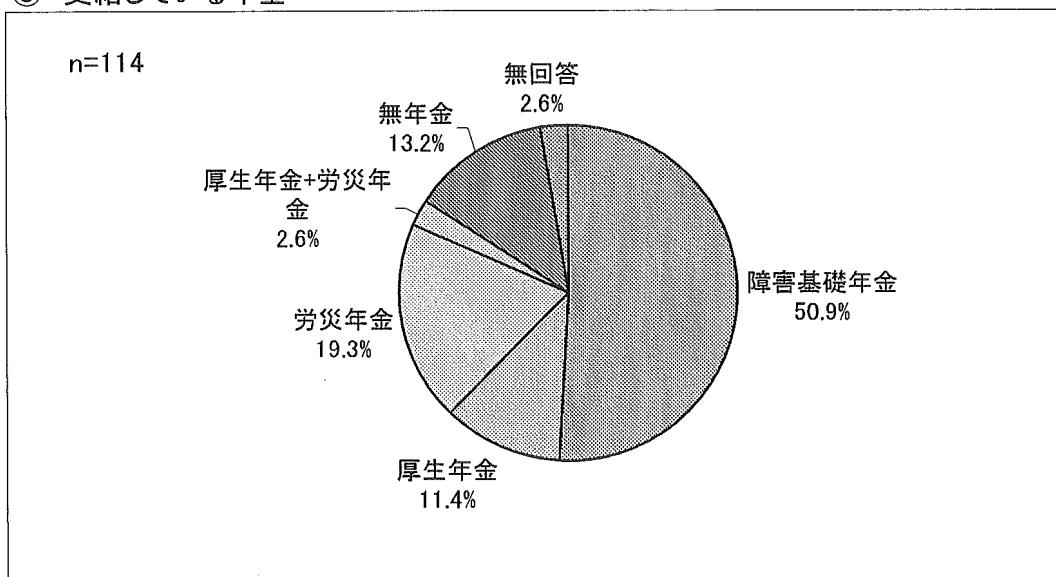
n=80



④ 就労収入(月収)

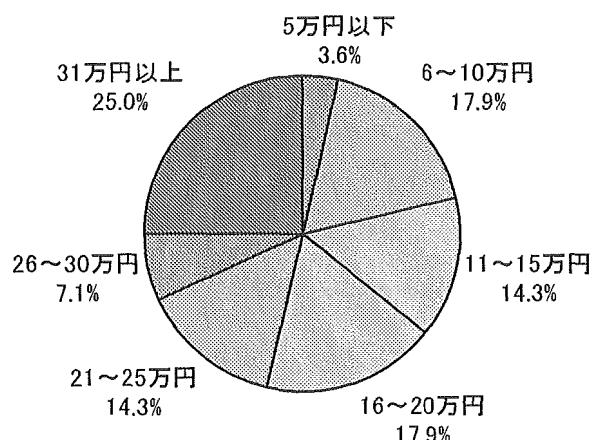


⑤ 受給している年金



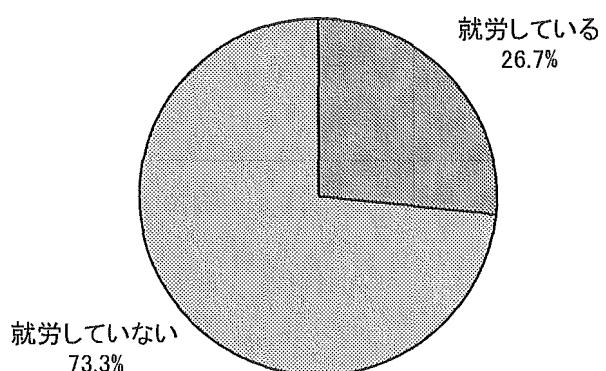
⑤-1 厚生年金・労災年金受給者の収入

n=28

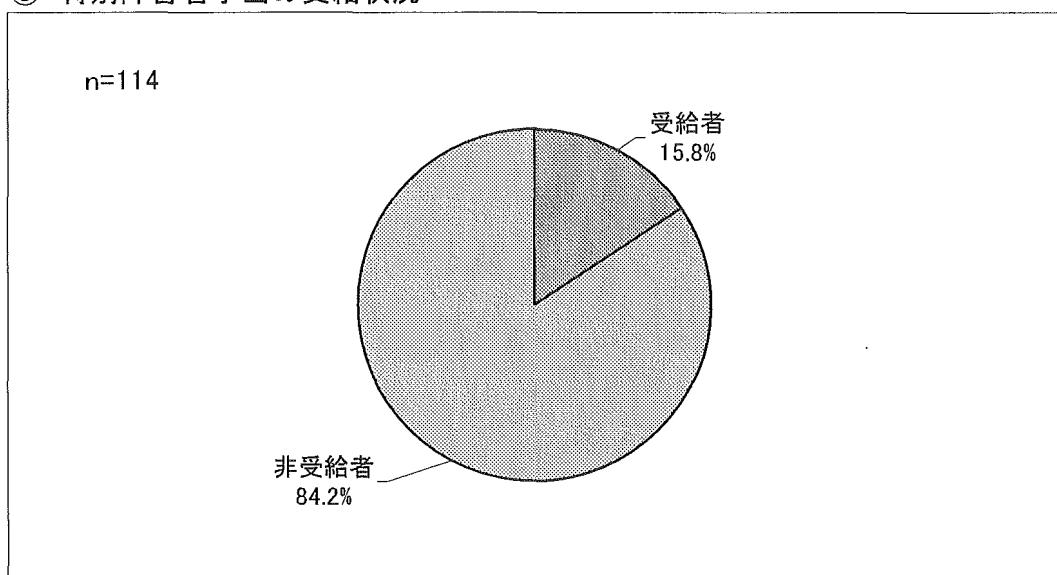


⑤-2 無年金者 の就労状況

n=15

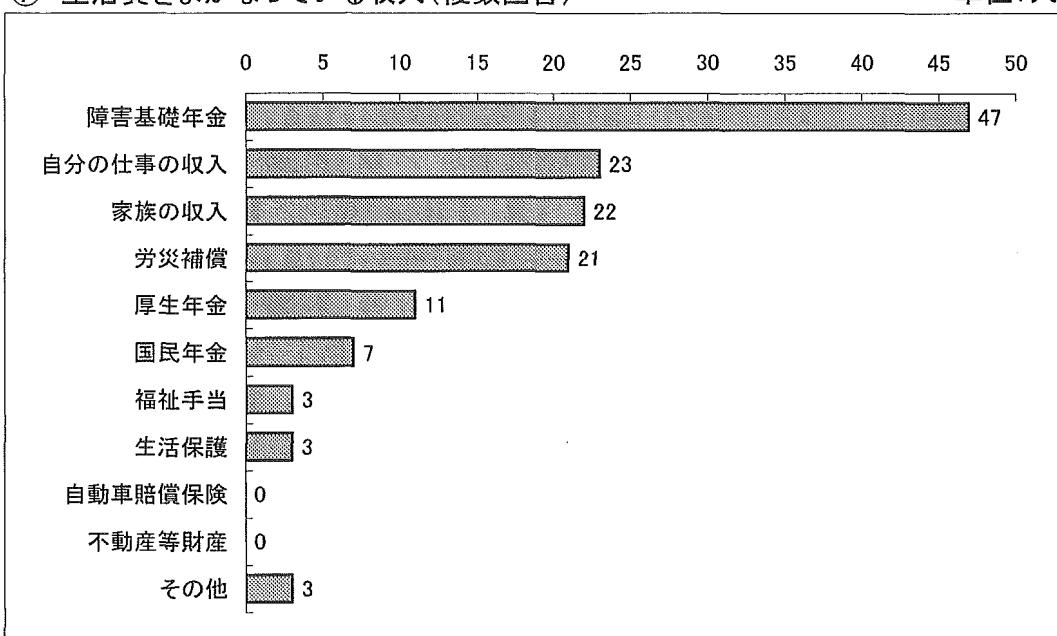


⑥ 特別障害者手当の受給状況

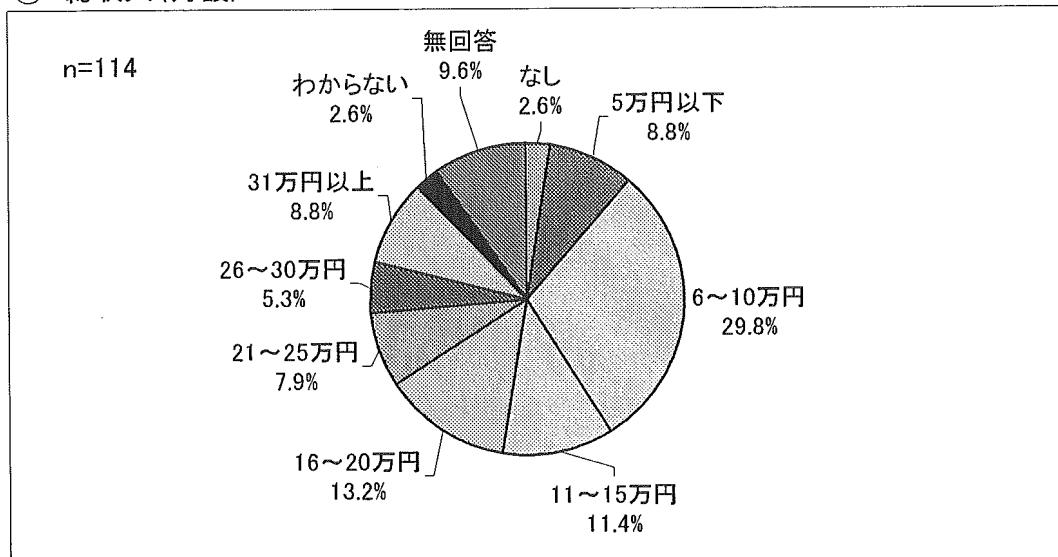


⑦ 生活費をまかなっている収入(複数回答)

単位:人



⑧ 総収入(月額)



学生無年金障害者訴訟全国連絡会

① 基本情報

所在地	東京都新宿区大久保
創立	2001年9月30日
組織・会員数	北海道、盛岡、新潟、東京、京都、大阪、岡山、広島、福岡の各地方裁判所に提訴した29名とその支援者(2001年9月30日現在)
目的	この会は、当面、全国各地で闘われている学生無年金者の訴訟を支援する団体及び個人が連絡を取り合い、運動を一層前進させ、勝訴に向けて努力すると共に、全ての無年金障害者の解消と障害者の所得保障の確立に寄与することを目的とします。
活動内容	(1) 訴訟及び支援活動に必要な情報交換 (2) 広報資料の作成 (3) 行政、立法機関との連絡調整及び交渉等 (4) その他

② 意見・要望等

障害者・関係者は、長い間安心して生活できるよう、年金制度の改善を求めてきました。特に10万人以上の無年金障害者の解消は、国の当然の責任として救済策を求めてきました。学生無年金者は、国民年金に任意加入しなければ、障害年金が支給されないことを知りませんでした。知らせなかった責任は国にあることは明らかです。

この訴えに、国会は「無年金障害者は福祉的措置を含めて速やかに検討すること」と決議しました。しかし、この決議はいまだに実行されないだけでなく、学生時代に障害を負って無年金となった38名の審査請求も棄却しました。学生無年金障害者が、この裁決を不服として、国と社会保険庁を相手に、「障害基礎年金の支給」を求めて提訴したことは当然のことであり、生存権・基本的人権の保障を定めた日本国憲法に基づく要求です。

この裁判は、「どんなに重度の障害であっても、家族の扶養から自立して生活したい」という所得保障のあり方、「自立と社会参加」「機会均等」の実現を呼びかけた国際障害者年の理念を問うものです。

そして、主婦や在日外国人、高齢者にある無年金障害者の解消のきっかけとなり、自立できる年金制度の確立に鋭く問い合わせるものと確信しています。

(注)学生無年金障害者訴訟全国連絡会・結成集会『「学生無年金者訴訟全国連絡会・結成集会」アピール』、2001年9月30日 より一部抜粋引用

年金を受給していない障害者は家族と一緒に生活をすべきであるといったような誤った認識からこれらの実際の人数がなかなか表面化しにくいのではないかと思われる。そのなかでも無年金訴訟を起こすことによって問題が表面かしつつあるものの、年金を受給していない障害者全体から見れば極めて少数である。また、精神障害者等の障害の種類で分けしないで社会保障としては障害者全体でこれらの問題をとらえる必要がある。身体障害、精神障害、そして知的障害といったように障害の種類及び経過年数等によってそれぞれの特徴をみる必要もあると考える。いずれにしても必要なのは、無年金者を発生させないような仕組みづくりである。

(3) 本調査結果に関連する質問と回答

質問① 貴団体に所属している障害者の抱えている不安や悩みはどのようなものか。

回答

会に寄せられる声としては、障害の子をもつ親として、現在就業できずにいて、かつ年金を受給していない子のことを考えると親なき後が不安であるというものが多い。また、親が高齢になって本人が介護を受ける側になったとき誰が障害の子のお世話をしてくれるのかという不安もある。本人が働けないことで家族に支援してもらっていることへの心苦しさがある。また、年金をもらえないまま亡くなる方もある。日ごろからこのような収入がないことへの不安を伝える電話や手紙もしばしば届いている。

働いている人にとっては健康上の不安も大きい。障害者本人もしくは親がいつ病気になるかわからない、2次障害がいつ発生するかわからない、また現在はせっかく就業して自立できいてもそれがいつまで続くのかわからないといった不安がある。

また、移動の保障についても、現在は家族等のサポートがあるから何とかやつていけているという実情があり、これらのサポートが得られなくなった場合には移動が非常に困難となってしまうことは容易に予想されることである。

質問② 貴団体に所属している障害者の経済状況はどのようなものか。
貴団体に所属している障害者は世帯生計中心者となっているか。

回答

生計中心者となっている障害者はあまり多くはないと思われる。就業しているといつても「補助的な仕事や自営業が多く、一般企業での就労が非常に少ないことが特徴」となっている。また、生活保護を受けたくないという人が多いのも確かである。その背景には、年金を受給するチャンスが何度もあったということや任意加入しなければ年金を受給できないと知っていたら今日のような状態を避けることができたはずという思いがあるためである。

質問③ 貴団体に所属している障害者の就業状況はどうか。

回答

障害者の場合、一般の人が病気になるという場合とは意味が全く異なっている。それは職業訓練を受けたり、親や兄弟等からサポートを受けながらようやく常用雇用されて就業自立ができたとしてもいつその自立が途絶えてしまうのかわからないという切実な思いと直結している。たとえ就業してその職場環境が劣悪であったとしても転職をすることがままならない現実がある。その意味でも、一般的な常用雇用とは異なる実際がある。

今回の調査結果では、やや常用雇用者の割合が高いのではないか。また、収入額もやや高いように思われる。それらは、国立身体障害者リハビリテーションセンター等の修了者という母集団の特徴といえるかもしれない。

質問④ 貴団体に所属している障害者の生活実態はどうか。

回答

(次のような実際例がある。) お子さんが脳腫瘍が大学4年生の時に発生し、障害が残った。その時は年金に任意加入しておらず、年金を受給していない。現在は車椅子で生活している。高次機能障害であり、本人は自分の置かれている状態を把握することができない。本人は不安や悩みがわからないかもしれないが、親の側からみると現在は親の年金でお世話ができるはいるが親なき後がどうなるのか、遺族年金が支給されない、障害をもつ子は無収入となってしまう、就労は期待できないこと等が考えられ、家族としても先行きはとても不安である。年金を受給していない障害者の問題を考える時、家族からの不安という視点もあることに注視してほしい。

質問⑤ 貴団体に所属している年金を受給していない障害者をどのくらい把握しているか。

回答

学生無年金障害者訴訟全国連絡会は訴訟支援の組織のため全体数を把握していないが、無年金障害者の会としては約100名強を把握している。沖縄県の人が比較的多くなっている。

ただし、障害者にとって年金等の収入ないし稼得は生活全体の質を守るという特質がある。障害者が日常生活を送るために、移動に限らず自宅のバリアフリーの工費をはじめいろいろな面での支出が不可欠となることを認識すべきであると考える。

(参考)

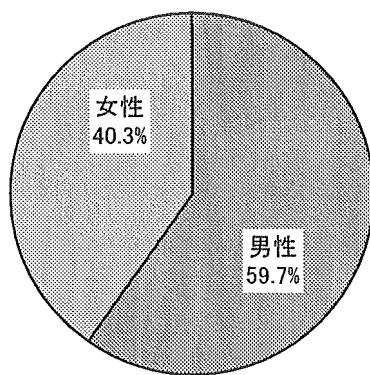
学生無年金障害者訴訟全国連絡会「年金がない!?知ってほしい無年金障害者のこと」クリエイツかもがわ、2003年
無年金障害者の会「報告集 無年金障害者の実態調査報告」、1993年

別添資料(学生無年金障害者訴訟全国連絡会)

参考資料 無年金障害者の会「報告集 無年金障害者の実態調査報告」、1993年 をもとに
一部抜粋して作表

① 有効回数の構成

n=104



② 年齢構成

n=104

